# 萩観光マイクロツーリズム促進助成金交付要綱

### 第1条 実施の目的

域内旅行の活性化を図るため、萩市内への日帰り旅行を造成する旅行業者に対し、催行人数に応じて支援金を助成することで、地元及び近隣旅行会社の積極的な着地型旅行商品づくりと地域の魅力再発見の醸成を促すとともに観光消費額の増加を図ることを目的とする。

## 第2条 助成対象者

助成要件を満たし、事前承認した旅行商品を造成した旅行業者に対して、予算の範囲 内で助成する。

# 第3条 助成の要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 募集型及び受注型の企画旅行であること。
- (2) 萩市内の観光を目的とした日帰りの旅行であること。
- (3) 以下のいずれかを満たすこと。
  - ア. 市内の有料観光スポットに1箇所以上立ち寄ること。
  - イ. 市内の事業者が実施する体験プログラムを1件以上実施すること。
- (4) お土産品購入目的で市内の商業施設に立ち寄ること。
- (5) 昼食をとる目的で市内の飲食施設に立ち寄ること。
- (6) 令和 6 年(2024 年) 2 月 1 日から同年 12 月 23 日に催行される商品であること。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、GW( $4/27\sim5/6$ )又は、お盆( $8/10\sim18$ )の期間をのぞく。
- (7) 募集チラシ、WEBページ等の募集広告にキャンペーンロゴマーク及び萩の観光スポットの写真画像(1枚以上)を表示すること。
- (8) 以下のいずれかに該当しないこと。
  - ア. 学校行事として実施する旅行
  - イ、その他、不適当と認めるもの

#### 第4条 助成金の交付額

助成金の額は、参加者1名あたり1,000円とする。

#### 第5条 助成金の交付の申請

助成金の交付を申請しようとする者は、事前に一般社団法人萩市観光協会会長(以下「会長」という。)に助成金交付申請書(別記第1号様式)及び関係書類を提出するものとする。

#### 第6条 助成金の交付の決定

前条の申請書の提出があった場合は、会長は、助成金の交付の可否を決定し(別記第 2号様式)、申請者に通知する。

## 第7条 事業の変更等

申請者は、助成事業の内容を変更する場合、又は事業を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書(別記第3号様式)を提出し、会長の承認を受けることとする。

#### 第8条 実績報告

申請者は、助成事業終了後14日以内に会長に対し実績報告書(別記第4号様式)を提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

報告に際しては、参加者数が確認できる証明書類を添付することとする。

## 第9条 交付額の確定

会長は、助成金の交付実績報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し助成金を交付する。

## 第10条 助成金の支払

助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、申請者から提出された請求書に基づき支払うものとする。ただし、2月及び3月に確定された助成金は4月以降に支払うものとする。

## 第11条 助成金の返還

助成金交付決定の取消等助成金の交付決定後もしくは確定後において、次に該当する場合は、会長は、原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときは、その返還を求める。

- (1)申請書、実施報告書、添付書類等に不正並びに著しい不備があるとき。
- (2) 天災、天候不順、交通機関の運休などの理由により、催行が不可能となった場合は、助成金の交付適用外とする。

#### 第12条 その他

その他、この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

- この要綱は、令和6年1月15日から適用する。
- この要綱は、令和6年3月1日から適用する。